

個別公共事業の評価書（その3）

－平成26年度－

平成27年4月8日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成27年度予算に向けた評価として、都市公園等事業2事業について新規事業採択時評価を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載している。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業関係費】	
都市公園等事業	うえの 賢一郎

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。	評価項目		評価を行う過程 において使用し た資料等	担当部 局	
	費用便益分析				費用便益分析以外 の主な評価項目
	費用	便益			
都市公園等事業 (TCM、コンジョイント分 析、CVM、効用関数法)	・建設費 ・維持管理費	・健康、レクリエーション空間としての 利用価値 ・環境の価値 ・防災の価値 ・その他の効果	・計画への位置付け ・安全性の向上 ・地域の活性化 ・福祉社会への対応 ・都市環境の改善	・国勢調査結果 都市局	

※効果把握の方法

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

コンジョイント分析

仮想状況に対する選好のアンケート結果をもとに、評価対象資本の構成要素を変化させた場合の望ましさの違いを貨幣価値に換算することによって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

効用関数法

プロジェクトの実施による関係者の望ましさ(効用)の変化から便益を貨幣価値で評価する方法。

平成27年度予算に向けた新規事業採択時評価について

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
都市公園等事業	直轄事業	2
合計		2
総計		2

新規事業採択時評価結果一覧

【公共事業関係費】

【都市公園等事業】

(国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
国営追悼・祈念施設(仮称) 整備事業<岩手県陸前高田市> 東北地方整備局	100	1,039	<p>【内訳】 直接利用価値:877億円 間接利用価値:163億円 【主な根拠】 誘致圏:復興祈念公園から 100km圏を誘致圏として設定 誘致圏人口:261万人</p>	281	3.7	<p>当該事業を実施することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静謐な広場空間等において、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂のための式典や各種活動が可能となる。 ・公園内の震災遺構や地域の各所に残された津波の痕跡等と連携を図りながら、震災の記憶と教訓の後世への伝承を行う各種活動が可能となる。 ・地域の人々が関わって再生される高田松原や奇跡の一本松とともに、当公園が復興の象徴となり、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信が可能となる。 	都市局 公園緑地・景観課 (課長 柳野 良明)
国営追悼・祈念施設(仮称) 整備事業<宮城県石巻市> 東北地方整備局	60	455	<p>【内訳】 直接利用価値:314億円 間接利用価値:141億円 【主な根拠】 誘致圏:復興祈念公園から 100km圏を誘致圏として設定 誘致圏人口:343万人</p>	185	2.5	<p>当該事業を実施することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静謐な広場空間等において、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂のための式典や各種活動が可能となる。 ・南浜地区の浜の歴史、まちの記憶、震災後の環境変化、東日本大震災の被害の大きさ等をふまえた空間において、震災の記憶と教訓の後世への伝承を行う各種活動が可能となる。 ・自然への敬意や犠牲者の追悼の思いと共に、国内外の人々により樹木を植え、美しい杜へと時間をかけて再生することにより、震災からよみがえる被災地の姿と重ねあわせ、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信が可能となる。 	都市局 公園緑地・景観課 (課長 柳野 良明)

※総事業費については、地方公共団体が整備する復興祈念公園を含む。